



2026 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス  
代表者名 代表取締役社長 是 枝 周 樹  
(コード番号 9928 東証プライム市場)  
問合せ先 経営管理本部長 佐 藤 順 一  
(TEL. 03-5361-6369)

## 株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、当社従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 導入の背景

当社は、「サステナビリティ 2030」及び「中期経営計画 Vision2028」のもと、持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおります。その実現には、事業を支える従業員一人ひとりの力が最も重要な経営資源であるとの認識のもと、人材力と組織力の最大化を図る人的資本経営を推進しております。

その一環として、従業員が企業価値向上を担う一員であるという意識を一層高め、成果を株主の皆様と共有できる仕組みを検討してまいりました。その結果、従業員に当社株式を給付し、従業員自らが株主となることで、企業価値の向上が従業員の財産形成にも結び付く本制度を導入することといたしました。

なお、当社は 2023 年 6 月より、取締役（社外取締役を除く。）を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度の導入により、役員と従業員が同じ目線で企業価値の向上に取り組む体制を整えます。そして、従業員のエンゲージメント向上を通じて、当社の持続的な成長につなげてまいります。

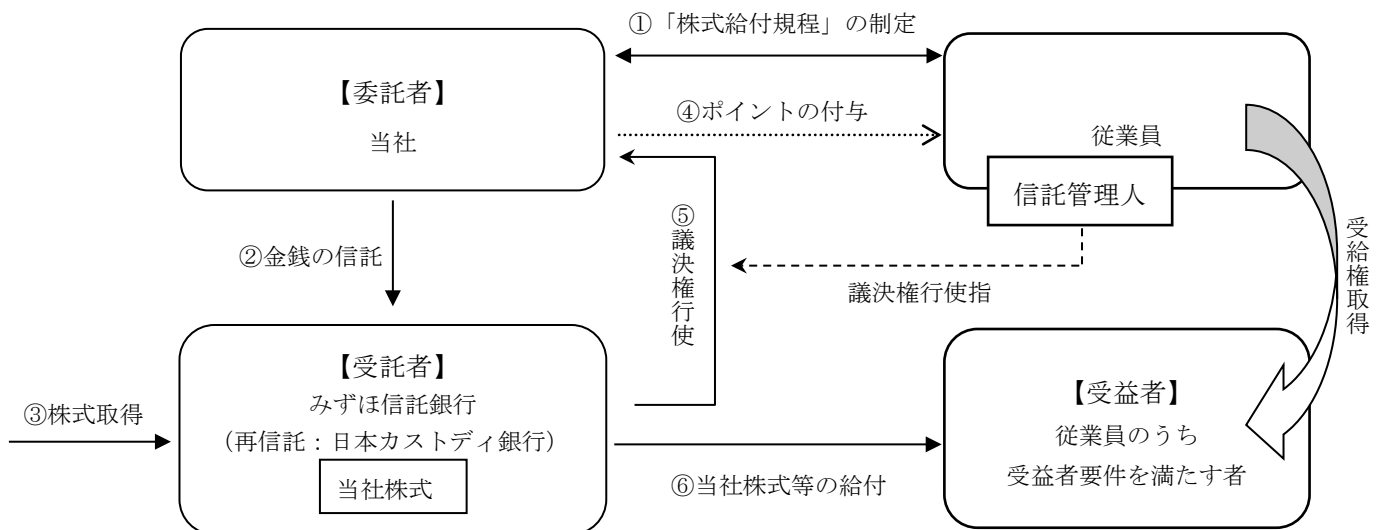
## 2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

### 【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

### 3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2026 年 11 月 16 日
- (9) 金銭を信託する日 : 2026 年 11 月 16 日
- (10) 信託の期間 : 2026 年 11 月 16 日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

### 4. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 2,740,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限 : 1,000,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 立会外取引を中心に取引所市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 2026 年 11 月 17 日から 2026 年 12 月 17 日 (予定) まで

(注) 当社の取締役会長である是枝伸彦氏より、同氏の保有する当社株式のうち 1,000,000 株を上限として、2026 年 11 月 17 日に単一銘柄取引 (ToSTNeT-1) により売付けの申込みを行う予定である旨の説明を受けております。当該売付けの申込みに対しましては、本信託の受託者となるみずほ信託銀行株式会社より、同日、単一銘柄取引 (ToSTNeT-1) により買付けの申込みを行う可能性がある旨の説明を受けております。

以 上